平成２１年（フ）第１１７号
京都府京丹後市丹後町徳光106番地の３
債務者　中江　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１７号
福岡県久留米市諏訪野町2569番地３　橋口アパート南
債務者　石橋　尚子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０号
福岡県久留米市国分町1495番地８
債務者　杉山サナエ
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３９号
福岡県久留米市大石町98番地１　ストーンヒルズＤ棟203号
債務者　原田貴与子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾542番地　鷹園団地323号
債務者　田中　良典
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第７９６４号
大阪府池田市宇保町12番５号
債務者　新井奈美子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５９号
大阪市西成区津守３丁目５番18号、住民票上の住所大阪市西成区長橋３丁目６番33号　増井マンション703
債務者　村田　好央
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２２号
大阪市西成区南津守３丁目３番11号
債務者　新井　博文
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１２３号
大阪市東淀川区南江口３丁目６番10号
債務者　西口　登章
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２２８号
大阪府守口市八雲東町２丁目10番３号
債務者　大西　明美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３８２号
大阪府東大阪市森河内西２―29―19、住民票上の住所大阪府東大阪市稲田本町２丁目１番62号
債務者　奥林瑠璃子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８号
大阪市東淀川区北江口３丁目１番17―507号
債務者　宮迫美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５号
大阪府東大阪市荒本２丁目５番７―103号
債務者　ピュア美容室こと　村田　泰代
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９号
大阪市平野区背戸口２丁目２番12号
債務者　辻本　信夫
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４９号
大阪府豊中市東泉丘２丁目５番19―401号
債務者　刀禰　文彦
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８号
大阪市住吉区苅田９丁目13番５―202号、事業所所在地大阪市阿倍野区西田辺町１丁目６―17
債務者　虎武士田辺店こと　大窪　達也
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８０号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番２―306号
債務者　是枝　光昭
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部